日七へ生年昭藤和三月六十誠生）	東京都荒川区西尾久	ニMS〇四四九年九一六〇三八日九	遠藤　誠	れ者い佐と剤野簡易二十三年二月十八日が事か発件ら付被管せ日疑さ
日六へ生年昭田和二祥十正月二十生）	兵庫県小野市下来住町	ニTK一一二三三四年二月十二五八日	織田　祥正	状領簡平が事易成二十三年二月発件裁判所から業として務四日疑上人さ逮捕横社れ者が年二月た。
九二へ日年昭和六正生）月六十樹十	北兵区庫県西神山町戸市	ニTH七〇八四年二九月七九日四	齋藤　正樹	逮盗日平捕致神成二十状傷戸地三年発件方付被裁判四疑所月二十者から十れ。として強七た
日四へ生年昭谷口二和三義月三十和十生）	和歌山県西牟婁郡白浜町	ニTG四〇一四年九月三日四二十日	谷口　義和	が事歌平発件山成二十付被地三年疑方裁所月四者ら日れ詐欺和たと判し所てか遠捕状

労　働

中央労働委員会調停委員候補者名簿の公表について

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第29条第４項及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和31年政令第249号）第７条第１項の規定に基づき、中央労働委員会調停委員候補者名簿を下記のとおり作成したので、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令第７条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年５月 23 日　　厚生労働大臣　細川　律夫

記

中央労働委員会調停委員候補者名簿

区分	氏　名	生年月日	現　職	略　歴	委嘱年月日
公益を代表する者	垣花　豊順	昭和８年７月３日	弁護士	那覇地方検察庁検事	平成10年５月13日
	当山　尚幸	昭和22年９月19日	弁護士	日本弁護士連合会常務理事	平成16年２月18日
特定独立行政法人等の代表する者	永井　巧	昭和23年４月１日	九州電力株式会社福岡支店用地部嘱託	九州森林管理局北薩森林管理署長	平成23年５月11日
職員を代表する者	佐近　勇	昭和14年４月９日		全日本郵政労働組合副執行委員長	平成16年２月18日
	仲村　信正	昭和23年10月３日	日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長	日本郵政公社労働組合沖縄県本部執行委員長	平成18年２月８日

地方自治事項

三　重　県

選挙

四月十日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

鈴木　英敬（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

工場財団

愛知県瀬戸市暁町３番地143**富士特殊紙業株式会社**の工場財団に愛知県瀬戸市暁町３番地143富士特殊紙業株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年５月 23 日

名古屋法務局春日井支局

有権者申出方

元当局所属公証人見満正治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年５月 23 日　　大阪法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 23 年５月 23 日　　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成23年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年５月23日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年３月ころから同年７月20日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

田口勉らが業として行った現金をエクスパック郵便に封入させていわゆる私設私書箱（検察官が既に把握している現金送付先については、４の⑴を参照のこと）に送付させたオレオレ詐欺行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　被害者に現金を送付させた場所（検察官が既に把握しているもの。）

①　東京都渋谷区道玄坂１丁目15―３
②　東京都大田区西蒲田８―24―８
③　東京都港区新橋１―14―８
④　東京都台東区東上野１丁目13番３号
⑤　東京都新宿区百人町１―17―５
⑥　東京都文京区千石４―44―８
⑦　東京都新宿区下落合１丁目７番５号
⑧　東京都千代田区神田佐久間町１―16
⑨　東京都港区六本木７丁目17番33号

⑵　主な犯行態様

ア　被害者の実子等を装い、被害者方に電話をかける。

イ　応対に出た被害者に実子等である旨信じ込ませた上、「株で失敗して借金を作ってしまった。会社の金を使ったので月末までに返さないとクビになってしまう。」などとうそを言う。